

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月30日（平成28年（行情）諮問第280号）

答申日：平成28年9月8日（平成28年度（行情）答申第300号）

事件名：「艦船と安全」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

『艦船と安全』2015年4月～6月号。*電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，別紙1に掲げる文書1ないし文書3（以下，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し，平成27年12月22日付け防官文第20373号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

(1) 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると，「行政文書」とは，「開示請求時点において，『当該行政機関が保有しているもの』（別件訴訟における準備書面）である。

そこで，本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求めるものである。

(2) 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので，履歴情報が特定されていなければ，改めてその特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように，電子ファイルを紙に出力する際に，当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも，変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- (5) 一部に対する不開示決定処分の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『艦船と安全』2015年4～6月号。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「艦船と安全」の2015年4月号No. 552から2015年6月号No. 554までの3行政文書を特定した。

本件開示請求については、法11条の規定を適用し、平成27年9月3日付け防官文第13547号により、No. 552及びNo. 553については表紙から5枚目まで、No. 554については表紙から7枚目までを対象として、法9条1項の規定に基づく一部開示決定処分を行った後、残余の部分(本件対象文書)について、同項の規定に基づき、同年12月22日付け防官文第20373号により、本件対象文書の一部が法5条1号の不開示情報に該当することから、当該部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分)を行った。

本件異議申立ては、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は別紙2のとおりである。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知

書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である。」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等については、防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、開示請求者から開示の実施の申し出がなされていないことから、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、その一部が別紙2のとおり法5条1号に該当することから、当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月12日 審議
- ④ 同年9月6日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、『艦船と安全』2015年4月～6月号。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。』の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙 1 に掲げる文書 1 ないし文書 3 を特定し、別紙 2 に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を法 5 条 1 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書に係る P D F ファイル形式の電磁的記録以外の電磁的記録形式が存在するのであれば、それについても特定を求めるほか、本件不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 海上自衛隊自衛艦隊司令部（以下「司令部」という。）は、本件対象文書の原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録、司令部が作成した表紙及び巻頭・巻末の電磁的記録を編集して C D - R に保存し、「艦船と安全」の印刷・製本業務を委託している印刷業者に渡し、当該業者によって最終的に印刷及び製本された冊子を納品させている。

イ 上記の C D - R については、製本版の P D F ファイルが保存された状態で上記アの冊子の納品の際に印刷業者から返却されることから、隊員の利便性を考慮し、当該 P D F ファイルを部内イントラネット上の掲示板に掲載している。

なお、上記の C D - R に保存されている電磁的記録については、当該 P D F ファイルを部内イントラネット上の掲示板に掲載後、保存する必要がないため、当該 C D - R とともに破棄している。

ウ 本件対象文書は、印刷業者から納品された冊子及び P D F ファイルの電磁的記録であり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）は保有していない。

エ 原処分に当たっては、確実を期すために文書管理を行っている司令部において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行い、さらに、本件異議申立てを受けて、再度、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、いずれにおいても本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）は確認されなかった。

(2) 本件対象文書の作成方法及び利用方法を踏まえると、紙媒体及び P D F ファイルの外に電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記 (1) の説明に不自然・不合理な点はなく、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 自衛隊員及び民間人の写真の顔部分

別紙2の区分1に掲げる不開示部分は、自衛隊員及び民間人の写真の顔部分であることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 趣味

別紙2の区分2に掲げる不開示部分には、自衛隊員の趣味が記載されていることが認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、当該部分に記載された情報については、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情は認められない。さらに、当該自衛官の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はない。したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 民間人の氏名等

別紙2の区分3に掲げる不開示部分には、「艦船と安全」に寄稿した自衛隊員の家族の氏名等が記載されていることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 自衛隊員の氏名等

別紙2の区分4に掲げる不開示部分には、各種テーマについて意見等を投稿した自衛隊員の氏名、所属、年齢等が記載されていることが認められる。

当該部分は、それぞれ一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討すると、自衛隊員が

意見等を投稿したことは職務遂行に係る情報ではないので、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）の適用はなく、当該自衛隊員の氏名等については、公にする慣行があるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1

文書 1 「艦船と安全」 2015年4月号 No. 552 (表紙から5枚目
までを除く。)

文書 2 「艦船と安全」 2015年5月号 No. 553 (表紙から5枚目
までを除く。)

文書 3 「艦船と安全」 2015年6月号 No. 554 (表紙から7枚目
までを除く。)

別紙 2

区分	不開示とした部分		不開示とした理由	
1	文書 1	4 頁, 6 頁ないし 8 頁, 10 頁, 11 頁, 13 頁, 15 頁, 17 頁ないし 19 頁, 21 頁, 23 頁, 25 頁, 28 頁, 30 頁, 32 頁, 34 頁, 36 頁, 38 頁, 40 頁, 42 頁, 44 頁, 46 頁, 48 頁, 49 頁, 51 頁, 52 頁, 54 頁, 56 頁, 68 頁及び 69 頁	写真の顔部分 (識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。)	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することから, 法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	4 頁, 7 頁, 10 頁, 16 頁, 20 頁, 22 頁, 24 頁, 26 頁, 28 頁, 31 頁, 33 頁, 42 頁, 45 頁, 50 頁, 60 頁, 72 頁, 73 頁及び 75 頁ないし 77 頁		
	文書 3	6 頁, 8 頁, 10 頁, 12 頁, 14 頁, 16 頁, 19 頁, 24 頁, 26 頁, 34 頁, 35 頁, 37 頁, 40 頁, 42 頁, 44 頁, 46 頁, 50 頁ないし 55 頁, 70 頁, 72 頁, 73 頁及び 75 頁		
2	文書 2	60 頁	隊員の趣味	
3	文書 2	76 頁及び 77 頁	「ファミリーコーナー」の氏名及び階級	
	文書 3	75 頁		
4	文書 2	78 頁ないし 82 頁	「ソーナー感度あり」等の氏名, 所属, 年齢等	
	文書 3	76 頁ないし 78 頁及び 80 頁		